USMCA原産地規則とトランプ関税の適用除外

- トランプ政権の各種関税措置において、数少ない例外措置として米国・メキシコ・カナダ協定 (USMCA)の活用が挙げられる。
- USMCAの原産地規則を満たした製品は、①メキシコとカナダに対する追加関税の適用除外となる、 ②自動車・同部品はそのうち非米国産材料価格にのみ追加関税が適用される。

USMCAの原産地規則

一般的な ルール

- 基本的には一般的な自由貿易協定(FTA)と同様に、下記3つのいずれかに基づいて、域内原産品か判断する。
- ① 関税分類変更基準:完成品のHSコードと非原産材料・部品のHSコードが異なれば原産品と認める
- ② 付加価値基準:域内での加工の結果、産品に付加された価値が特定の比率以上の場合に原産品と認める
- ③ 加工工程基準:協定で定められた製造作業・技術的な加工作業が域内で行われたことをもって原産品と認める

自動車ルール

- 自動車・同部品については、他のFTAに類を見ないほど厳格な原産地規則を設定。特に完成車は下記4つの要件を全て満たさなければ原産品と認められない。部品も主要なものほど達成基準が厳しく設定されている。
- ① 域内原産割合(RVC)が純費用方式で75%以上
- ② 重要な自動車部品(スーパーコア)が全て原産品
- ③ 完成車メーカー(OEM)が購入する鉄とアルミニウムの7割がUSMCA域内原産材料
- ④ 直接工の賃金 (時給)が16ドル以上の地域の付加価値が40% (乗用車・SUV)/45% (ピックアップ)以上 (注)詳細は2019年5月8日付地域・分析レポート参照。

USMCA原産地規則を満たした製品への例外措置

原則

■ 合成麻薬フェンタニル、不法移民流入を理由に国際 緊急経済権限法(IEEPA)に基づき課されている追加 関税で、カナダ原産品に原則35%(エネルギー製品 のみ10%)、メキシコ原産品に25%課されている。

カナダ、メキシコ原産品への追加関税

- 例外
- USMCAの原産地規則を満たした場合、特恵関税(基本的に無税)の適用を受けられる。

原則

■ 1962年通商拡大法232条に基づき、自動車には4月3日、同部品には5月3日、中・大型トラック (HTSUS8702に 分類されるバスなどには10%) には11月1日から25%の追加関税を賦課。カナダ、メキシコ原産品にも適用。

自動車、中・大型トラックおよび同部品への追加関税

- 例外
- USMCAの原産地規則を満たした場合、追加関税は非 米国産部材の価格にのみ課される。ただし、部品はそ のプロセスが確立するまでは製品価格全体への追加関 税が不適用(5月2日記事、10月31日記事)。